

平成26年6月25日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会  
委員長 本田 篤

### 産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 6月25日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査では、スキー場のその後の経過について、公共事業における中小企業等の振興策について執行部より説明を受け、質疑を行った。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
その他では、魚沼市公共下水道・集落排水処理区統合計画について説明を受け、質疑を行った。

## 産業建設委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第 5 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について
- (2) 議案第 53 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について
- (3) 議案第 55 号 市有財産の処分について（消雪井戸）
- (4) 議案第 56 号 市道路線の認定について
- (5) 議案第 60 号 財産（除雪ドーザ）の取得について

### 2 調査事件

- (6) 農業委員会委員の推薦について
- (7) 所管事務調査について
  - ・スキー場のその後の経過について
  - ・公共事業における中小企業等の振興策について
- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他

3 日 時 平成26年 6 月25日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、星農林課長、青木商工観光課長、桜井土木課長、  
滝沢ガス水道局長、星野農政室長、佐藤建設室長

8 書記 小幡議会事務局長、中川主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審議願います。

### (1) 請願第 5 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

本田委員長 日程第 1、請願第 5 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求

める請願を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願5号について説明いたします。請願の内容は労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願でございます。請願者については、日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会北魚沼支部代表の山本英二氏であります。請願事項については労働者保護ルールの改悪反対をする意見書を採択し、国会及び関係行政庁に提出いただきたい。詳細については配布のとおりです。3つの請願であります。ご審議のうえ採択いただきますようお願いいたします。

本田委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 請願が3項目ありますが、1点目のホワイトカラー・イグゼンプションという制度は国会で今審議されていますが、一定以上の収入のある人に対しては残業をつけないと理解しています。このような事が行われますと長時間労働以外、具体的にどのような不都合なことが考えられますか。

高野議員 年収1,000万円以上かつ専門的な職種が対象と検討されています。この形になりますと具体的には金融ディラーやコンサルタント、研究職、企画や県の関係についても検討なされているようです。専門的な形にもなりますが、成果主義という中から長時間労働が予想されて問題になりました、労働時間の規制がなくなるというのが1番の問題と感じております。

佐藤(肇)委員 規制がなくなるなかで、やりたい人間にとってはやりがいがあるという道が開けてくると思います。自分でこれだけの成果があがる、仕事の結果に結びつき、収入に結びつくということで成果を正当に評価してもらおう指標を取り入れることにつながってくるのではないかなと思いますが、いかがですか。

高野議員 私の考えでは労働時間の規制が取り払われるというのが1番大きな問題だと思っています。

佐藤(肇)委員 その規程が取り払われることによって、自分がやりたいだけ仕事ができるということにならないでしょうか。

高野議員 雇用されている立場になりますと、なかなか自由にやめることができないというのが問題になると思います。雇用条件の中に1日8時間、週40時間という規制がありますがそれについても、時間延長する場合届けるなり策が今のところありますので、それを活用することによって長時間労働、昔ありました過労死まで及ぶような事がないように規制がとられており、結果的にそれを取り払うことになりますので、働く側からすれば大きな問題と考えています。

森山委員 請願を見ますと、労働者保護ルールの改悪反対という文字がいくつも出てくるが、政府がやろうとしているのは成長戦略のためにこういった改正といいますか、見直しを行うという考えでこれが出ているわけですが、請願の題目に改悪反対というのは賛成できない。改正に反対というのであればいいですが。改悪反対というのは請願になじまない気がして、ここを改正反対にしないと賛成できかねるのですが、文言の修正は請願者として認めますか。

高野議員 表現については、私の方で判断できません。今の段階ではいたしかねます。

森山委員 どちらの論理が正しいのか議論して結論を出さねばならないと思います。いきなり改悪反対を求める請願というのは乱暴すぎると思うがどうでしょうか。

高野議員 9割が雇用されている社会の中で、働く立場に立っての視点から法改悪と取れるので請願が出ています。そこを加味してご審議いただきたいと思います。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:10)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:12)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

岡部委員 大手企業については議論されているが、地方の中小企業等では労働的な規約を守りたくても守れない経営上の問題もあると思います。身近な魚沼市中心に、労働者の環境がどのように捉えられているのかお聞かせください。困ってるから改定して等、組合で現状把握していますか。

高野議員 調べたわけではありませんが、魚沼市の市職員の給与は県内で下位、地場企業の賃金の関係は市役所や農協の職員の給与が加味されて決められているように思います。

岡部委員 魚沼市以外でも、この請願は出ていますか。

高野議員 把握しておりません。この請願については2月議会で提出という話が来ていましたが、間に合わず今回になったという経緯があります。

佐藤(敏)委員 この対象は一般の労働者でなくて、アイデアを生かすとか特殊な職種と理解していますが、全体の中での比率はどのくらいですか。

高野議員 把握しておりません。

富永委員 請願の中に改悪という文言、請願事項1の(1)の長時間労働を誘発するおそれのある、という言葉は理解しにくいのですが、先ほど1日8時間、週40時間という枠がなくなると言っていました間違いはないですか。

高野議員 枠がなくなったわけではありません。職種によっては時間外規制がなく、管理職も規制がありません。ホワイトカラー・イグゼンプションを導入し誘発することによって、管理職含めて長時間労働が容認されるという傾向が強まります。例に挙げれば、コンビニの店長は管理職であり、長時間労働、過労死が問題になった。そこを懸念しているものがあります。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:20)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:25)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ

ば、これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は退席してください。（紹介議員退席）続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 雇用の関係です。1,000万円以上の所得があり、管理職ではない人はどの程度いるかわかれば教えてください。

大平市長 把握しておりません。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願を採決します。お諮りします。本件は、採決することに、ご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本件は採決することに賛成の方は挙手願います。（挙手なし）挙手少数であります。よって、請願第5号は、不採択とすべきものと決定されました。

## （2）議案第53号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について

本田委員長 日程第2、議案第53号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 本施設は大原スキー場の先にあります。入広瀬側から登る守門岳の登山口にかかる位置にあります。総面積13.5ヘクタール。現在大原スキー場の道路は災害により通行はできません。管理等に行っていますが、一般の人は入れない状況です。本施設は平成14、15年に旧入広瀬村で設置されました。目的は浅草岳遭難事故を受け、入山の規制と山菜を採れる場が必要ということでした。運営等については直営としていたが、地元の森林組合に維持管理の委託をしていました。今回条例改正の主旨のとおり、ワラビが成長し営業に耐えうるものとなったため、地元の方々と相談し、今年度道路が復旧する見込みと聞いているので、来年度に指定管理にしたいと思えます。そのためには、近代化施設条例の中に施設として位置づけ、また使用料について設け、指定管理化を目指すものです。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 施設が3カ所に分かれて設置されています。周囲は柵等で囲ってありますか。この中で山菜採りする人は2,000円使用料がかかるが、この周りはただになるのでしょうか。境界規制はありますか。また登山道なので施設内を通るが、どのように扱うのでしょうか。

星農林課長 囲いは雪等の関係で設置はしていません。夏場は、今までも地元と協力してナイロンロープで囲いをしています。明確にはその先には行けないという形にはできていません。登山道については確かに敷地内を通りますが、山菜園でありますのでお金を払った方のみというようなことが必要になってきますが、まだそこまで考えておりませんでした。

佐藤(肇)委員 山菜をある程度採ってもらった方が山のためにいいと聞いていますが、2,000円もわざわざ払って来ていただけるのかなと気になります。採って売る人であれば、まとまって山菜があればいいとは思いますが。敷地内に入ったから2,000円というわけにもいかないと思いますが、その辺はどのように管理するのでしょうか。条例で決めてしまっ

て、厳格に管理するのは大変だと思うがいかがでしょうか。

星農林課長 この山菜園については、今までも試験的に行ってきましたが、地元の民宿に宿泊いただいた方達をご案内できる場所、観光協会等が広告出して山菜採りツアー等で料金をいただくことが主体となります。一般のお客様には、どの山でもそうですが山菜採りはお断りします、という形になると思います。山菜園のワラビ採りは企画的な部分であり、敷地内に入ったから2,000円ということは想定しておりません。

富永委員 地元の民宿や観光協会経由の人達も2,000円の使用料になるのでしょうか。

星農林課長 使用料については上限を2,000円として、その中で指定管理者が市長と協議の上定めることができるようになっております。例えば企画もので、料金の設定を事前に協議を行い1,000円ツアーとできるようになっております。

富永委員 上限というのはどこかに書いてあるのでしょうか。

星農林課長 14条の4であります。

富永委員 小学生以下無料となっているが、範囲内ということであれば100円でも200円でも料金設定してもいいのではないのでしょうか。

星農林課長 県内の山菜園の視察や、全国の山菜園の料金等見て検討しました。小学生の場合、小学生だけで行くというより、大人について、大人のお手伝いをしてということになるので、そこに料金を課すのもどうかということで、このようになりました。

森山委員 用地関係の中で魚沼市は1ヘクタール、大白川生産森林組合他4名が12.5ヘクタールで借地とあるが、借地料はどの程度ですか。

星農林課長 借地料は1平米1円ということで契約しています。指定管理に移行する中で、借地料についても指定管理から支払うようにしたいと考えています。

森山委員 市の土地1ヘクタールは地図上どこにありますか。

星農林課長 守門岳登山口の右下一部と、左側の中心あたりに一部ございます。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第53号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第55号 市有財産の処分について(消雪井戸)

本田委員長 日程第3、議案第55号 市有財産の処分について(消雪井戸)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 最初に経過について、もう少し詳細をご説明いたします。最初に話がありましたのは平成25年9月26日当該土地の売買による境界復元測量を依頼された測量業者から、市所有の消雪井戸が道路敷地でなく民地内にあるとの連絡が入り、早速、担当が現地を確認しました。その後に確認をしたら、同日に市農業委員会総会が開催されており、当該土地の農地法第5条申請が審議され、県に進達されておりました。10月3日に市顧問弁護士に民法第162条の取得時効について、法律相談に伺いました。内容等については、

後で述べさせていただきます。10月4日以降、井戸敷地を市に売買していただきたいと、何度かお願いしたところではありますが、諸般の事情で同意が得られませんでした。また、その際に井戸の撤去要望もいただいたところでもあります。10月18日県の常任会議で当該土地の農地法第5条の許可となり、10月24日新所有者に所有権移転登記が完了しました。これ以降、井戸の撤去を前提に交渉しておりましたが、工事費算定に伴い、残存価格等も並行して検討したところでもあります。顧問弁護士へ法律相談に伺った内容について、ご説明申し上げます。昨年10月3日、さらに今回の関係で確認のため、6月23日にも伺わせていただきました。民法第162条の所有権の取得時効は、第1項で20年間、所有の意思をもって、平穩にかつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。第2項で10年間、所有の意思をもって、平穩、かつ公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、過失が無かったときは、その所有権を取得する、とのことで、次の点について確認させていただきました。

1点目、取得時効は、第1項で20年、第2項で10年の2種類がある。2点目、第2項の10年は、善意、無過失であることが条件である。3点目、取得時効は、20年もしくは10年経過で所有権を得るが、取得時効完成後に新たな所有者への所有権移転登記が完了していると、先に登記した者が優勢となり、登記時点で期間がリセットされる。4点目、登記完了前に市が取得時効を主張し、訴訟を起こしても、所有権移転登記を妨げるものではない、とのことでした。さらに、このたびの件に関しては、井戸設置時に現況が道路であったとしても、本来工事施工前に行うべき更正図との照合を怠り、道路敷地内ではなく民地内に消雪井戸を設置した行為は過失がなかったとは言えず、第1項の20年の占有が必要となるとのことで、今回の場合は判明した時点で、設置後18年経過であり、取得時効の期間を満たしていないとの判断をいただいたところでもあります。

続きまして、残存価格及び撤去費用について、ご説明申し上げます。平成19年度に法人税関係法令のうち、減価償却制度の改正が行われ、平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産についても耐用年数経過後に残存簿価1円まで償却できるようになりました。しかしながら、消雪用井戸は公用財産であることから、公営企業法の資産評価に準じて算出することが妥当と考え、設置後18年経過の井戸の残存価格は、同法施行規則第8条第1項により取得価格の5%としました。これにより、本来は平成7年当時の工事請負額から井戸の取得価格を算出しなければなりません。契約書以外見当たらず、工事内訳は井戸だけでなく消雪パイプ布設も入っており、必要分を分割し算出することができませんでした。そのため、今考え得る一番高額となる、新たに井戸を掘削し、取水施設を設置した場合の設計金額を算出し、その5%を残存価格とすることとしました。これを計算しますと55万8,900円となります。また、井戸の撤去費用は、ポンプは再利用、ポンプ室、ケーシング管等の撤去、埋め戻し等の設計金額は57万2,400円となり、比較しますと撤去費用が1万3,500円上回ることとなりました。その結果、井戸は撤去費用をかけず、土地所有者に無償譲渡させていただきたいということで、本定例会への議案提出とさせていただきます。以上で補足説明を終わります。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤(肇)委員　今ほど民法の取得について詳しく説明いただきました。私もそのとおりだと思います。設置の段階で過失がなかったかといわれれば、重大な過失でありますので、そ

こが市道でなかったというのはどうしようもないことだと思います。撤去費用が残存価格よりも若干上回るということで無償譲渡との話でしたが、今据え付けられているポンプ等の設備はどのようなものがあるか教えていただきたい。

桜井土木課長　ポンプについては5.5キロの口径80のポンプが入っております。

佐藤(肇)委員　譲渡すると民間の井戸になりますが、市の消雪用でしたので非常に大きなポンプです。そのまま個人で使用するには、地下水保全条例等の検討している中で不都合はないのでしょうか。民間に井戸は譲渡したとしても、ポンプ設備等は撤去して民間に合う形でやるよう指導はできないのでしょうか。

桜井土木課長　先ほど撤去費用の説明をしましたが、ポンプを引き上げるということになりますと、さらに工事費がかかります。結果的には残存価格より高い話になります。今回はポンプをつけた状態で譲渡させていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員　ポンプが動く以上は、地権者が使われると解釈しますがそれでよいでしょうか。

桜井土木課長　民間で使うには大きなポンプが入っています、という説明はさせていただいてあります。そのまま使うか、ポンプを小さいものに入れ替えるか、という部分については本人からお聞きしておりません。

佐藤(肇)委員　この井戸が使えなくなっても、周囲の他の井戸で現状の消雪パイプはカバーできるという説明がありました。しかし、地下水保全ということで検討している状況ですので、しっかり指導してほしいと思うのがいかがですか。

桜井土木課長　今後また本人と話す機会を設けたいと思っていますので、その際にお願いしたいと思います。

富永委員　本来、お金がかかったとしても撤去して埋め戻して土地を返すべきだと思います。また、譲渡するにしても無償ではなく、残存価格の提示をし、当事者と協議の上で納得していただくべきと思うがどうでしょうか。

桜井土木課長　説明したとおり、残存価格と撤去工事価格を比較して撤去工事のほうが高いということで無償譲渡という話をさせていただきました。交渉の過程では、残存価格を算出する前に買っていただけないかと若干話をさせていただきました。しかし、同意を得られなかったということですし、今回、残存価格の方が安いということで無償ということで。仮に残存価格が高ければ、撤去工事費との差額以上で買っていただくという交渉になります。

富永委員　そういう理由があるにせよ、無償はいかがかなものかと思っています。仮にそうなったとして、地下水保全関係の条例をつくらうとしている段階ですので、その点も含め、もしも井戸をお渡しする場合でも5.5キロ、口径80のポンプだけは撤去すべきと思いますが、どう考えますか。

桜井土木課長　佐藤委員にもお答えしましたが、そこでまた工事費をかけるとなりますと市の支出がふえることになりますので、現段階では現状のままでお渡ししたいと思っています。

富永委員　市の支出がふえるというのが判断基準というのはいかがなものかと思っています。それともう1点、農林課長にお伺いしますが、前回定例会でもみの乾燥施設だとか、商工の関係で今泉のリース工場を無償譲渡という議案がありました。そのときはこういった質



疑はあまりなく、ただ森山委員から、こういった場合の判断基準となる規則なりそういったものがないのですかという質疑がありましたが、それに対して農林課長は検討しますという感じの答弁でしたが、それがどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

星農林課長 基準かという質疑だと思いますけれども、前回、基準はありませんと、そういう基準も検討していかなければならないのではないかと答弁した記憶もございます。

富永委員 設置の目的は違うにしても、そこでの整合性が、これを有償で買ってもらうという場合には、少し難しい判断が必要なのかなと思っています。何度も申し上げますが、やはり当事者の今後のため、また、市の今後のためにも、両者の間で納得できる価格で売買はできないのかと思います。

本田委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:00)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:10)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

佐藤(敏)委員 私は、何よりも無償譲渡という言葉が引っかかります。今回の1万3,500円の問題だけではなくて、いわゆる市の財産を無償で譲渡する。相手方はその井戸を使って利益を得るわけですので、相手は個人だと。また、個人ではなく団体でいろんな事業で使うとか、市のために有効に使うということであれば無償でもいいんですけれども、あくまでもこれだけの、例えば5%で55万8,000円の価値のある、また、水の出るものを個人の方に無償で譲渡すると。これがほかのものにも必ず影響してくると思うんですけれども、そういった影響を考えていませんか。

桜井土木課長 私どもとすれば、先ほど申しあげましたように残存価格、本来であれば平成7年当時の工事費から算出をしなければならない。それが当時の取得価格ということになりますけれども、設計書等々が探しましてもなかったということで、一番高いと思われる時点での設計額ということで今お話をさせていただきました。当時の設計書がありさえすれば、設計書の中から必要部分を抜き出して計算すれば、もう少し安い金額からの減価償却ということになるのかなという気はいたしております。もう1点、今回の場合は残存価格と撤去工事費用の差額で、工事費用のほうが高いということで、工事をしてしまうということであれば市に損失を与えるという観点で無償譲渡というお話をさせていただいておりますけれども、先ほど申しあげましたけれども、仮に残存価格が例えば高いということであれば、それはそれ相応に相手の皆様方から対価をいただきながらということになるかと思っています。それともう1点、今回の件につきましては、市が間違っただけで民地内に掘ってしまったというのが根本の原因であります。そういう点で申し上げれば、市の過失が100%ということになるのではないかと。そこら辺も考え合わせた提案ということでさせていただいております。全てが無償譲渡というようなことでは、案件としてないのではないかと考えております。

佐藤(敏)委員　私が言っているのは、金額が高いとか残存価格がどうということではなくて、一番大事なことは、市が無償にしたことによって個人がそれだけの利益を得て、ほかの市の財産をそういう形で無償でした場合、過去にも問題がいくつかあったと私は思っていますけれども、そういうことに影響はないかということが1点と、もう1点は、市に過失があったという話なんですけれども、民法162条は私もよく見てきましたので理解ができましたが、当時ポンプをつくる段階では地主さんときちんと話をして、確かに図面は見なかったにしても了解を得た中でつくったから、全て過失があったようにも思えないんですけれども、その問題はさておいて、過去にそういった市の財産を無償で払い下げをしたことによってトラブルがなかったか、その点についてお伺いします。

桜井土木課長　前段の部分については、いろいろな関係があってそういうことが過去にあったと理解しておりますけれども、今は先ほど申し上げたように何らかの形で残存価格ですかそういったものを算出しながら判断させていただいているということで、今後もそういった点につきましては、それぞれの担当課でいろいろな事例についてきちんとした考え方に基づいての判断になるかと思っております。後段のほうにつきましては、なかったのではないかと思っております。

佐藤(敏)委員　同じことを市長に伺います。

大平市長　市がという話になりますが、旧広神村時代の仕事になりますけど、その当時実際にどうだったのかというところがきちんと把握できていない状況だと思います。でもわかっていることは、民地に市の財産があるということですので、そこから今ほかの人がその土地を買ったという経緯があります。課長が先ほどからずっと説明しているのは、今所有になった地権者の方が、ここを撤去するのであればどういうふうに撤去するのかというそのやりとりがあったと思います。そのやりとりの中で最終的に金額の問題が出てきて、それであれば無償譲渡しようという経過があったということは、私は報告を受けております。この委員会の皆さんでまだまだ不明な点があるのであれば、その辺を調べていかなければならないと思っております。

佐藤(敏)委員　今私が市長に伺ったのはそのことじゃなくて、無償にすることによって、今までも私はあったように記憶しているが、そういった問題がなかったか、今後そういう影響がないかということをお伺いしたんです。

大平市長　今まであったかということですが、それだけでは私はどういうところのことをおっしゃっているのか理解できません。

佐藤(敏)委員　例えばですけれども、消防の施設ですとか、その他の施設を無償で与えたことによって市民からクレーム、また、今後無償で井戸を個人に渡したことによって地域なり住民からクレームが入らないか、こういうことです。

大平市長　私はそういったところは、大変申し訳ないんですけれども今初めて聞く話ですが、今現在そういうトラブルがあるとすれば確認させていただきたいんですが、そうした譲渡についても議会提案をさせていただいておりますので、市の財産を譲渡するときは議会の議決を経て行っているわけですので、トラブルの話までされると確認をしてみないとわからないんですけれども、今は皆さんに市の考え方として提案させていただいているわけですので、皆さんからご審議いただければと思います。

岡部委員　今まで皆さんが話をしていることと類似するんですけれども、当初説明では残存

価格より撤去費用が上回るからということだったんですけど、その辺をちょっと聞いてみたいなと思ったんですけど、今回補足説明であってわかりました。その差額、1万3,500円ということなんですけれども、これが高いか安いかわかることはあるんですが、さっきから言っている残存価格55万8,900円ある。これを無償でやることによって利益供与には当たらないのかどうかということがあるんですけども、その辺の解釈はどうでしょうか。それによって、さっき言ったように以前にそういった事例はなかったか、以前はあるかないかわかりませんが、今後そういうことによって市民から市はそういうふうに利益供与したんじゃないかという事例になって影響していく可能性があるんで、その辺の利益供与ということについて、魚沼市財務規則の財産の処分等と照らし合わせた中で当たらないのかどうか、確認しておきたいんですけども。

桜井土木課長　今回の件につきましては、利益供与に当たらないということで議案として提出させていただいているつもりであります。残存価格それから撤去費用ということで金額についても算出させていただきながら、市が支出する部分として1万3,500円ではあっても安くなるということでの提案ということでご理解いただければと思います。

岡部委員　市がやるいろんな事業についても、当初予算でやったのが設計変更とか何かでどんどん、さっき税金の無駄遣いという発言もありましたけれども、こんな金額ではなくて大きな金額を支出している事例があるわけです。そういうことに比べれば、1万3,500円が高いか安いかわかりますけれども、やっぱり法にのっとって市が否を認めているわけですから、1つは1円から55万8,900円の間で折り合いをつけて、いくらでもいいから買っていただければ利益供与とか、あるいは市民から無償でという反対意見は出ないと思うので、そうするのが1点。でなければ、これが高いか安いかわかりますけれども、1万3,500円を上回ったとしても市の責任において撤去するべきだというふうに思うんですけども、いかがですか。

桜井土木課長　お金をいただいて売却をというお話、それも先ほどからいくらでもいいからというようなお話もございましたけれども、仮に売却の場合であっても適正価格以下ということになれば、議会の議決が同じように必要になるものと思っております。それから、今回の関係につきましては、あくまでも撤去費用をかけるとすれば、物がなくなってしまうということにはなりますけれども、それが市の支出の部分で申し上げれば、しなくてもいい支出という判断で議案提出ということでございます。交渉といたしましては、ずっと撤去ということでのご相談をさせていただいておりますけれども、ご本人からはもう少しきちんと下まできれいにしてほしいというお話をいただいております。そんな話の中で今回、費用の関係の算出をするということでご提案させていただいたとご理解いただきたいと思います。

岡部委員　もしこれが否決されたとき、まだ交渉の余地はあるんですか。

桜井土木課長　交渉の余地とおっしゃるのは、買ってくださいという交渉の余地ということだとすると、過去にもそのようなお話をさせていただいて同意が得られなかったということです。改めてお話をさせていただいたとしても、先ほどから申し上げているように市がそこへ設置したというのが一番過失としては大きい、100%の過失だろうと思っておりますので、そういった点でいえば、同意が得られなければ撤去というお話になるのかなと思います。

森山委員 先ほど残存価格の計算で現在の価格というような、ということは今250ミリの50メートルを掘った場合の価格とポンプを入れた場合の価格ということだと思うんですが、逆算しますと約1,100万円の工事費がかかるというような、5%を逆算すればそういう話になるんですけども、何か随分井戸問題でもこれだけ高い井戸はなかったような気がするんですが、ちょっと私は高すぎる気がするんですが、この計算の根拠は問題ありませんか。

桜井土木課長 新潟県の積算基準、また、新潟県土木部の単価に基づいて計算した設計金額ということになります。

森山委員 現実には、これ約18年、19年経過しているわけですけども、その間にポンプの入れ替え等がしてあるのかないのか、その辺はわかりますか。

桜井土木課長 ポンプについては、一度入れ替わっているようです。

森山委員 何年かわかりますか。

桜井土木課長 平成14年にポンプの入れ替えをしてあるようです。

森山委員 そうすると、平成14年でいくらかかって、その5%という感じにしないと、ちょっと私は計算が、14年であればデータは残っていると思うので、ポンプはそこで計算するほうが妥当なのかなという気がします。ですので、1,100万円を単純にそうですかというわけにはちょっといかない部分があるという気がしておりますが、もし根拠があれば、それを元にした価格を示していただきたいと思っております。もう1点、結局残存価格と撤去費用のこういう説明をされていますが、撤去費用というのがどういった撤去の方法、完全撤去もしくは簡単に上部だけを戻すのか、その辺をもう少しきちんとしてもらわないと判断が難しいという気がします、いかがですか。

桜井土木課長 まず、ポンプを入れ替えた後の設計金額といいますか、残存価格につきましては、先ほども申し上げましたように当初の井戸の設計金額、取得価格がなかなか判明いたしませんでした。ですので、現在考えられる一番高い金額ということが、今設計を仮にした場合いくらになるかということで計算したものが、先ほどおっしゃった約1,100万ということになります。仮に14年のポンプは14年のまま、井戸については今のままということであれば、今よりも設計金額自体は安くなるかと思しますので、残存価格も落ちることになります。それから、撤去の方法になりますけれども、ポンプにつきましては引き上げて再利用するというようになりますし、それからポンプ室、コンクリートでつくった製品になりますけれども、これを撤去し、コンクリート処理をしていただく。また、ケーシングといいまして井戸のポンプが入っているスペースになりますけれども、それにつきましてはポンプ室の下で切ってケーシングの中には砂利を充填して、残ったところにもポンプ室の部分については山砂で埋め戻しをさせていただくという工事になります。

森山委員 撤去の方法は、新しい地権者との中ではご理解をいただいているんですか。それとも市のほうの考えだけなのか。当然こういう問題は議会を通らなければ無償譲渡にならないわけですから、それはお伝えしているはずだと思うんですが、仮に議会を通らない場合は撤去になります、撤去する場合はこういう方法ですよというご理解はいただいていますか。

桜井土木課長 所有者の方との交渉の中では、撤去につきましては55メートル、ケーシング下まで入っておりますけれども、下から全部抜いて、現在の地層のように埋め戻しをして

返してくれというお話をいただきました。ただ、現実にはそこまではできませんので、可能な範囲で、クレーン車等でケーシングを仮につり上げたとしてどこまで抜けるかということになりますけれども、業者の方に確認すると、それぞれ5.5メートルずつの管が溶接でつないで55メートル入っております。そうしますと、最初の5.5メートルの部分でちぎれるのではないかというお話はいただきました。その点については、まだ地権者の方には詳細のお話をさせていただいておりません。

佐藤(敏)委員　私は、井戸を有効活用して市がお金を出さないという分については全く賛成なんですけれども無償がうまくないということであり、さっきが一番高い計算をしたら約55万ということなんですけれども、20年も前のことですので単価ももっと安かったと思うが、一番安い計算をして何とか安く買ってもらう方法で試算できませんか。

桜井土木課長　当時の資料がないものですから、それができないということで一番高いという方法で算出させていただいたということでご理解いただければと思います。

佐藤(敏)委員　その井戸の資料はないにしても、例えば井戸の業者に行けば平成7年当時いくらくらいという調査はできると思うんですが、どうでしょう。

桜井土木課長　井戸のデータ自体は、私どもも消雪パイプの管理のために持っております。ただ、当然当時の歩掛かりですとか単価といったものがないと算出できないということで、今回については現時点での設計金額というお話をさせていただいたということでございます。

佐藤(肇)委員　委員間討議のため休憩の動議を提出します。

本田委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：33）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：59）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。引き続きしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（12：00）

再　　開（13：00）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。

佐藤(敏)委員　私は、継続審査の動議を提出します。

本田委員長　ただいま、継続審査の動議がありましたので、これより継続審査について採決します。お諮りします。本案を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第55号については、継続審査とすることに決定されました。

#### **(4) 議案第56号 市道路線の認定について**

本田委員長 日程第4、議案第56号 市道路線の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。

佐藤(肇)委員 まだ代替となる290号線ができていなくて、先に認定ということになります。できるまでは当然県の方で管理していただけるのか。それからもう1点、いつ頃できるのか伺います。

桜井土木課長 でき上がるまでの間につきましては本会議でも説明しましたが、県の方で管理していただくことになってございませぬ。いつ頃にできるかに関しましては、予算のつき方等によって多少の長い短いがありますけれども、当面5年程度の期間ということで県から話を伺っております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めませぬ。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第56号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めませぬ。よって、議案第56号 市道路線の認定については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第60号 財産(除雪ドーザ)の取得について**

本田委員長 日程第5、議案第60号 財産(除雪ドーザ)の取得についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 ございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(敏)委員 入札調書ですけど、魚沼市内の業者が5社あったんですけども、2業者が辞退しています。なぜ辞退があったのか、わかりましたらお聞かせください。

桜井土木課長 入札につきましては、財政課が担当しております。私どもの方では承知しておりませぬ。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めませぬ。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第60号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めませぬ。よって、議案第60号 財産(除雪ドーザ)の取得については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 農業委員会委員の推薦について**

本田委員長 日程第6、魚沼市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。人事案

件ですので、しばらくの間休憩とします。

休 憩 (13 : 07)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 08)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。休憩中に協議した結果、推薦者については、委員長及び副委員長に一任していただくことで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、推薦者2人については、委員長及び副委員長に一任することと決定いたしました。

## (7) 所管事務調査について

### ・スキー場のその後の経過について

本田委員長 日程第7、所管事務調査についてを議題といたします。スキー場のその後の経過について執行部の説明を求めます。

青木商工観光課長 本日お配りした資料、スキー場経営状況表につきましては、民営化になって、かつ個人の会社という取り扱いですので、議会に提出する承諾は得ておりますが、1企業の財布の中ということで取り扱いは一定のご配慮をお願いいたします。

(資料「スキー場別利用客の分析」、「スキー場決算関係」、「スキー入込客の分析と経済効果」、「各年度別スキー客入込状況」、「スキー場経営状況表」により説明)

本田委員長 この件につきまして質疑はありませんか。

森山委員 小出スキー場の会員みたいなクラブがあったと思うが、わかれば何人か教えてほしいのですが。

青木商工観光課長 全数までは理解しておりませんが、サポーターズクラブを結成して、その方々を中心に手弁当でスキー場運営に協力したりしています。実数が何人かは資料がなくて答弁できません。

森山委員 運営でなく応援団みたいな会があったと思うが、数を把握していますか。

青木商工観光課長 資料がございません。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (13 : 22)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 27)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件に

については本日はこの程度とし、引き続き調査をしていくことで以上といたします。

#### ・公共事業における中小企業等への振興策について

本田委員長　次に、公共事業における中小企業等への振興策についてであります。先般、小出商工会工業部会と懇談の際に、市における入札等事業に対する地元業者へ発注等について要請がありました。入札制度そのものは、財政課の所管で、総務委員会の所管となりますが、産業建設委員会の観点から所管の課に対しお聞きしたいことがあればお願いします。質疑はありませんか。

岡部委員　横断的になるかもしれませんが、先般商工会工業部会との懇談会の中で、入札の件についていろいろ意見を聞かせてもらいました。南魚沼市の入札の状況は地元志向が強く、一次的な業者だけでなく、二次三次までについても地元を使ってほしいという形。魚沼市については一次的なものを地元にしたとしても、二次三次の下請けは全部よそに出ていくような現状を聞かせていただいたので、その辺をもう少し総務の方で入札等をやってるということで担当委員会ではないかもしれませんが、市内の業者の間では市に対して二次三次までできれば地元を使ってくださいと言ってると思います。もう少し締め付け等やって地元にお金が出るようにしてほしいと。今現在とこれからの取り組みについて考えがあったらお聞かせ願いたい。

青木商工観光課長　商工振興の立場から現状を申し上げます。入札制度につきましては、高額なものについては財政課が対応するというので、分かれての発注となっております。一般的に高額な案件については、それなりの高い精度が求められます。下請けについて、二次三次まで魚沼市でという制約は魚沼市であるかないかということになると話はするかもしれないが、そこまでのしぼりはないと聞いております。一般的には市場の公開、経済の市場原理ということで各市町村が全て市内発注で市内で完結するんだということになると小さな自治体はかなわなくなるというのが実態だと思います。できるだけ市内の業者が市にかかわる事業を市内の中で完結して、地元にお金落ちるとするのは振興の立場から言えば望むところであって、そうあってほしいところです。自由経済市場原理が働くということもご理解いただきたいと思います。あわせて魚沼市では市内業者に80万円未満の小規模建設工事の登録制度を設けて広く機会を得られるように配慮しています。

岡部委員　南魚沼市に限らず、他市等参考がいいところは取り入れてもらいたいという意味で事例を申し上げてるんですけど、10年以上南魚沼市で会社を営業している実績がないと得られない等あるんですけど、魚沼市の場合、魚沼市に営業所があるというだけでやってると思うんですけど、そういうしぼりを、今、経済的に厳しいのでできるだけ地元の仕事をとりたいたいと皆さんが思っていますので考えてもらいたい。それで総合評価方式というのが新たに入札制度を考えてやっていますよという魚沼市のPRをしておきましたけれど、今後さらに考慮できる場所があったら、地元仕事をほしいというのが願意ですので、今後取り組んでいただきたいと思います。

青木商工観光課長　先ほど商工観光課という立場でお話しましたが、現実問題として商工観光課では施設の修繕くらいで、そう大きなものはございません。



桜井土木課長　今の岡部委員の話では、南魚沼市に10年以上営業所を構えていると市内扱いということでしたが、魚沼市も10年以上営業所を構えていて、技術者がいて、市内の方を何人かは忘れてましたが採用しているという条件で、準市内扱いで登録できるようになっています。基準的には市内業者優先の案件が多いですが、その中にそういう方々もお入りいただきながら入札をしております。各市で相互の連絡をしながら、基準づくりしながら参入できるようなことにさせていただいております。

星農林課長　岡部委員の話だと、南魚沼市は10年経たないと指名に入れられないけれど、魚沼市だと市内に支店があればすぐ入れているので、多く地元の人達が受ける機会が少なくなっているよ、という意味合いだったと私は受け取りました。魚沼市も今、土木課長が言われましたように、同じような、さらに従業員の数ということもありますので、特別違いがあるとは思っていませんし、商工観光課長が言ったような80万円未満の随契関係はほぼ地元100%でやっている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

佐藤(肇)委員　土木や建築の現場とか、業種が広くかからなければならぬということ、現場にも今表示させていますよね。元請けがどこで、管理者がどこで、指名業者がどこで。何々工事についてはどこがやるといったものを見ますと、ほとんど地元業者を使っている会社と、そうでなく、よその他市から連れて来ている会社と極端に分かれています。やはり事前に指導があることによって文章で書いたものではなくても、公表されて市民が見てるということもありますので、今後そういった指導もお願いしたいと思います。

大平市長　入札に関しては、県の建設組合や魚沼市の建設組合から、毎年制度についての要望が来ます。そうした時に改善できるところはやっておりますし、内容についての要望は出てきておりません。入札制度には要望がありますが、業者の皆さんとも話していく中で進めていければと思います。ここで答えが出るものではありません。

富永委員　小出商工会工業部会との懇談の中で、今ほどの意見のほかに市内の産業を紹介できるような産業会館的なものを、今ある市の保有している施設の中で設置を検討できないかという意見がありました。出席したメンバーがそろって言っていたことは、市内の産業をPRすることにもなるし、優良な企業を紹介することによって市民や市外へもPRできる。市民にとって自分の産まれたところには素晴らしい産業があると、ひいては定住の意識の効果にもつながるだろうし、市外からは産業観光ということから誘客も考えられるという意見がありまして、皆さん一致して賛同していました。産業建設委員会としても実現できるような検討する価値が十分あるのかなと思っています。ぜひ検討を市にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

青木商工観光課長　富永委員おっしゃったとおりだと私も理解しております。魚沼市のづくり振興協議会でも、前から同じような提案をいただいております。市の施設ということで調査したところ、どうしても中心市街地から外れたところには物件はあるけれど、なかなか即利用できるような施設がなく現実的になっていません。その施設を通した中で産業振興ということで、継続的に取り組んでいるところであるのご理解いただきたいと思います。

本田委員長　しばらくの間休憩とします。

休 憩 (13 : 42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 46)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については本日はこの程度とし、引き続き調査をしていくことといたします。

#### **(8) 閉会中の所管事務等の調査について**

本田委員長 日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

#### **(9) その他**

本田委員長 日程第9、その他についてを議題といたします。行政視察について協議します。本年度の行政視察については、10月14日火曜日から16日木曜日、最上町へバイオマス関係、南三陸町へ復興とまちづくりについてで実施したいと思います。これに異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。詳細については、委員長、副委員長で協議していきます。続きまして、ガス水道局から魚沼市公共下水道・集落排水処理区統合計画について資料が提出されていますので説明を求めます。

滝沢ガス水道局長 (資料「魚沼市公共下水・集落排水処理区統合計画」について説明)

本田委員長 滝沢ガス水道局長より説明がありましたが、この件につきまして質疑はありませんか。(なし) 本件は以上といたします。ほかに執行部から報告はありますか。(なし) そのほか委員の方から意見協議事項はありませんか。(なし) なければ、これでその他を終わります。会議録については委員長に一任願えますでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉 会 (13 : 50)